◇消防法施行令の一部を改正する政令（政令第一三四号）（総務省）

1　消防法施行令別表第一㈤項に掲げる防火対象物で、総務省令で定めるものについて、消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準に関し特例を定めることができることとした。（第三一条第二項関係）

2　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第一三五号）（財務省）

1　関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次により関係政令の整備を行うこととした。

㈠　知的財産侵害物品に係る認定手続において税関長が輸入者に対し提出を求めることができることとする書類を規定するほか、所要の規定の整備を行うこととした。（関税法施行令第六二条の一六等関係）

㈡　ノルマルパラフィンについて暫定税率を廃止することに伴う所要の規定の整備を行うこととした。（関税暫定措置法施行令第六条及び第三二条関係）

㈢　特別緊急関税制度に関し、輸入数量の算出方法について、適用年度の更新に伴う所要の規定の整備を行うこととした。（関税暫定措置法施行令第一四条関係）

㈣　沖縄に係る関税制度上の特例措置である特定免税店制度の対象として、情報通信の技術を利用する方法により購入する物品を追加することに伴う所要の規定の整備を行うこととした。（関税暫定措置法施行令第四一条及び第四二条等関係）

2　貨物の運送のために反復して使用される容器に係る再輸入免税及び再輸出免税の手続について、簡素化措置の対象の拡大を行うこととした。（関税定率法施行令第一六条及び第三四条等関係）

3　関税割当制度の適用を受ける物品につき令和四年度の関税割当数量を規定することとした。（関税割当制度に関する政令別表関係）

4　輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が運営する電子情報処理組織を使用して行うことができる業務を追加することとした。（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第一条及び別表関係）

5　この政令は、一部の規定を除き、令和四年四月一日から施行することとした。

◇所得税法施行令の一部を改正する政令（政令第一三六号）（財務省）

1　資本の払戻し又は出資等減少分配が行われた場合における配当等とみなす金額について、次の見直しを行うこととした。（第六一条関係）

㈠　配当等とみなす金額の計算の基礎となる払戻等対応資本金額等及び分配対応資本金額等は、その資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額又はその出資等減少分配による出資総額等の減少額を上限とする。

㈡　二以上の種類の株式を発行していた法人が資本の払戻しを行った場合における配当等とみなす金額の計算の基礎となる所有株式に対応する資本金等の額は、その資本の払戻しに係る各種類の株式の種類資本金額を基礎として計算する。

2　その額が配当等の収入金額とされる分配金の範囲に、労働者協同組合の組合員がその労働者協同組合の事業に従事した程度に応じて受けるものを加えることとした。（第六二条関係）

3　国庫補助金等の総収入金額不算入制度について、次の見直しを行うこととした。（第八九条及び第九〇条関係）

㈠　対象となる国庫補助金等の範囲に、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金を加える。

㈡　適用を受ける固定資産が国庫補助金等の交付を受けた年の前年以前に取得等をした減価償却資産である場合の本制度の対象となる国庫補助金等の額の細目を定める。

4　隠蔽仮装行為に基づき確定申告書を提出していた場合等の必要経費不算入措置の対象から除外される資産の取得に直接に要した原価の額の範囲を定めることとした。（第九八条の二関係）

5　少額の減価償却資産の取得価額の必要経費算入制度及び一括償却資産の必要経費算入制度について、対象資産（使用可能期間が一年未満であるものを除く。）から貸付け（主要な業務として行われるものを除く。）の用に供した資産を除外することとした。（第一三八条及び第一三九条関係）

6　確定申告書に添付すべき社会保険料控除及び小規模企業共済等掛金控除に関する証明書の範囲に、電子証明書等に記録された情報の内容を、国税庁長官が定める方法により出力した書面を加えることとした。（第二六二条関係）

7　完全子法人株式等に係る配当等の課税の特例について、適用対象から除かれる内国法人の範囲等を定めることとした。（第三〇一条関係）

8　給与所得者の保険料控除申告書に添付すべき社会保険料控除及び小規模企業共済等掛金控除に関する証明書の範囲に、電子証明書等に記録された情報の内容を、国税庁長官が定める方法により出力した書面を加えることとした。（第三一九条関係）

9　この政令は、一部の規定を除き、令和四年四月一日から施行することとした。

◇法人税法施行令等の一部を改正する政令（政令第一三七号）（財務省）

一　法人税法施行令の一部改正関係

1　資本の払戻し又は出資等減少分配が行われた場合における減少する資本金等の額及び配当等の額とみなす金額について、次の見直しを行うこととした。（法人税法施行令第八条及び第二三条関係）

㈠　減少する資本金等の額の計算の基礎となる減資資本金額及び分配資本金額並びに配当等の額とみなす金額の計算の基礎となる払戻等対応資本金額等及び分配対応資本金額等は、その資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額又はその出資等減少分配による出資総額等の減少額を上限とする。

㈡　二以上の種類の株式を発行していた法人が資本の払戻しを行った場合における減少する資本金等の額の計算の基礎となる減資資本金額及び配当等の額とみなす金額の計算の基礎となる所有株式に対応する資本金等の額は、その資本の払戻しに係る各種類の株式の種類資本金額を基礎として計算する。

2　国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度について、対象となる国庫補助金等の範囲に特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金を加えることとした。（法人税法施行令第七九条関係）

3　次の制度について、適用を受ける固定資産が国庫補助金等の交付を受けた事業年度前に取得等をした減価償却資産である場合の圧縮限度額の計算等の細目を定めることとした。（法人税法施行令第七九条の二、第八〇条の二、第八二条の三、第八三条の三～第八三条の五、第八五条及び第八七条の二関係）

㈠　国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度

㈡　工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度

㈢　非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度

㈣　保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度

4　隠蔽仮装行為に基づき確定申告書を提出していた場合等の損金不算入措置の対象から除外される資産の取得に直接に要した原価の額の範囲を定めることとした。（法人税法施行令第一一一条の四関係）